

## 平成24年度 請負事業等における重大災害の発生状況（概要）

番号	森林管理局	森林管理署等	事業の種類	発生日	性別年齢	従事作業	災害の概要
一	東北	三陸北部署	立木販売（薪炭共用林）	4月19日	男73歳	伐倒作業	<p>当日、被災者は9時頃自宅を出発し、薪炭共用林契約箇所に着後、一人で自家用薪を生産するため、伐倒作業を行っていた。</p> <p>現場の状況から、被災者は、傾斜45度の斜面にある大径の切り株の上で、萌芽していた広葉樹①（伐根径38cm、樹高18m）を伐倒したが、つるがらみの状況から浮いた状態になった。さらに隣接し同様に萌芽していた広葉樹②（伐根径36cm、樹高17m）を伐倒したとき、つるの影響から伐倒方向が変化し、伐倒木が広葉樹①にぶつかって、広葉樹①が被災者に当たり、切り株の二股部分にうつぶせの状態であまり挟まれて被災したものと推定される。</p> <p>（先端部につるがらみから広葉樹①の上に広葉樹②が覆い被さっていた状況から、被災者は広葉樹①の伐倒後に広葉樹②を伐倒したものと推測。）</p> <p>11時30分、国土交通省発注の業務委託調査により入林していた者が、切り株の二股地点に広葉樹①に挟まれた状態の被災者を発見し、119番通報をした。</p> <p>11時54分、救急車が現場に到着。</p> <p>消防署員は被災者がずり落ちないように切り株の二股部分にロープで固定し、広葉樹①をチルホールで引っ張り浮かせた状態にし、13時20分に被災者を救出したが、既に心肺停止であった。</p>
1	関東	埼玉森林管理事務所	立木販売	6月18日	男74歳	架線集材（荷掛）	<p>被災者と同僚2名（A、B）は、朝のミーティング後、9時30分頃から同僚Aは集材機の運転、同僚Bは土場での荷外し、被災者は荷掛け作業のため集材場所へ向かった。</p> <p>9時40分頃同僚Aは被災者から無線で合図があったので、土場からキャレヅ（搬器）を先山に送り1回目の集材を開始した。</p> <p>10時10分頃4回目の集材のためキャレヅを先山に送ったが、被災者からのストップの無線連絡がないことを不審に思った同僚Bは、約130m（直線距離100m）離れた集材場所に向かったところ、集材場所から25m下方の沢に仰向けに倒れ顔から血を流している被災者を発見した。直ちに呼びかけたが応答がなく、また、脈、呼吸がない心肺停止の状態であった。</p> <p>同僚Bは直ちに携帯電話で秩父消防署に救急車を要請した。</p> <p>11時00分頃、救急隊員が到着し、AEDを使用して心肺蘇生を行ったが反応はなかった。</p> <p>救出が困難と判断した救急隊員が消防ヘリを要請し、11時30分頃に現場に到着したヘリで秩父市立病院に搬送された。13時52分医師による死亡が確認された。</p> <p>現地の状況から、被災者は何らかの原因によりバランスを崩して沢に転落したものと推定される。</p>
2	東北	最上支署	林道	7月10日	男59歳	不整地運搬車による掘削土運搬	<p>当日、被災者は同僚4名とともに7時40分現場に到着、現場休憩所にてミーティングを実施後、林業専用道新設工事に従事していた。</p> <p>作業配置は、被災者（現場代理人）と同僚Aが不整地運搬車運転、同僚Bが掘削土積込みのためのバックホウ運転、同僚Cが誘導者、同僚Dが掘削土捨て場の敷ならしのためのバックホウ運転としていた。</p> <p>16時05分頃、同僚Cは起点から150m地点の待避場所に被災者が運転する不整地運搬車を誘導し待機させ、もう1台の不整地運搬車への掘削土の積込み状況を確認するため50m先の掘削箇所に向かった。</p> <p>16時15分頃、大きな音がしたことから同僚4名は待避場所へ向かったところ、被災者が運転していた不整地運搬車が約10m下方の沢へ転落していた。直ちに同僚Dは携帯電話で会社に災害発生と救急車の出動要請を連絡し、16時40分頃救急車が現場に到着した。被災者がキャビンと荷台の間に挟まれた状態で救出できなかったことから、救急隊員はレスキュー隊の出動を要請した（この時点で被災者の意識はなかった）。</p> <p>17時30分頃、レスキュー隊が到着し被災者を救出、17時40分頃救急車が現地を出発、18時10分頃県立新庄病院に到着し、18時35分死亡が確認された。</p> <p>現地の状況として、すれ違う箇所が狭いこと、待機位置から2.5mバックするスペースがあったことから、被災者が不整地運搬車を待機位置から移動させようとした際に何らかの原因により転落し被災したと推定される。また、被災者は運転席後ろのガラスを突き破りキャビンと荷台の間に挟まれたと考えられる（①運転席上方及び前側に凹みやこすれた跡があること、②転落箇所の路肩下方にあった端材等に不整地運搬車のベンキが付着していることなどから回転しながら転落したと推定）。</p>

注) 東北局 三陸北部署の災害については、労働安全衛生法上の労働災害には該当しない。

番号	森林管理局	森林管理署等	事業の種類	発生日	性別年齢	従事作業	災害の概要
3	四国	愛媛署	造林	9月25日	男 61歳	伐倒作業	<p>当日は8名で、被災者及び同僚aの2名は架線集材箇所の伐倒作業、他の同僚は路網作設作業3名（オペレータ2名（b（現場代理人）、c）、先行伐倒d）、路網による伐倒集造材作業3名（集造材2名（e、f）、伐倒g）の3箇所に分かれて作業に従事していた。</p> <p>11時40分頃、午前中の作業を終えた同僚a（被災者の約100m斜め上方で作業中）が昼食場所へ移動中、歩道上に被災者の燃料用リュックがあったので不審に思い声を掛けたところ、約20m下方から声が聞こえたため、近づくに伐倒木B（ヒノキ、胸高直径22cm、樹高17m）の枝葉下に倒れている被災者を発見した。同僚aは、被災者に被さっている伐倒木Bの枝を切り外し救出を試みたが、一人での救出は困難と判断して、11時56分頃、現場代理人へ災害発生及び救出の要請を行った。（この時点では被災者は足のしびれはあるものの意識ははっきりしており会話もできた）</p> <p>同僚aからの連絡を受けた現場代理人は、各現場で作業していた同僚a以外の5名に路網作設作業箇所に集合するよう連絡を行った後、会社及び監督職員へ災害発生の第一報を入れた。</p> <p>12時47分頃、現場代理人は救急車及び防災ヘリの出動要請を行った（ヘリは松山空港で待機）後、通勤車両を移動させるための同僚1名を除き4名とともに被災地へ向け出発し、13時10分頃到着した。被災地に集まった6名のうち、現場代理人と同僚1名は被災者に付き添い、他の2名は担架による救出をするための歩道刈りを行い、残りの2名は救急隊誘導のため林道終点に向け下山した。</p> <p>13時30分頃、林道終点へ救急車（救急隊2名、救命救急士1名）が到着し、救急隊から消防本部を通じ松山空港で待機中のヘリの出動要請を行った（ヘリは出発後現地を確認したのち丸山ヘリポートで待機）後、被災地から下山してきた同僚2名と署の職員とともに担架を持ち被災現場へ向け出発した。</p> <p>14時10分頃、先に被災地に到着した救命救急士の指示を受け、ピックアップ箇所の伐開作業にかかった。</p> <p>14時30分頃、担架等の救命具を運んだ救急隊員2名が被災地に到着し、被災者を担架に乗せピックアップ箇所へ移動した。</p> <p>14時50分頃、丸山ヘリポートで待機中のヘリに出発の要請を行った。（ほぼ同時刻に被災者の容体が急変し心肺停止の状態となっていた。）</p> <p>15時15分頃、被災者をヘリに収容して市立宇和島病院へ向け現地を出発し、15時20分頃、同病院へ到着し救命措置が行われていたが、18時16分医師により死亡が確認された。</p> <p>現地の状況から、伐倒木Bは、立木C（ヒノキ、胸高直径22cm、樹高17m）、D（ヒノキ、胸高直径18cm、樹高16m）、E（ヒノキ、胸高直径18cm、樹高16m）のいずれか、あるいはこのうちの複数木にかかり木状態となっていたが、被災者は、伐倒木Bの下方（斜距離約15m、林地傾斜約33度）にあった立木A（ヒノキ、胸高直径26cm、樹高18m）は伐倒木Bの落下範囲に入らない、もしくは落下しないと判断し、立木Aの伐倒作業を行ったものの、かかり木状態にあった伐倒木Bが何らかの原因により落下し、被災者に当たり被災したものと推定される。なお、11時20分頃には、被災者の使用するチェーンソーのエンジン音が聞こえていたことから、11時20分から同僚aが被災者を発見した11時40分の間に被災したと推定される。</p>
4	中部	木曽署	造林	11月19日	男 76歳	忌避剤の塗布	<p>当日は始業前のミーティングの後、被災者と同僚2名（A、B）で王滝国有林2246林班か小班の忌避剤塗布作業に従事していた。</p> <p>11時頃に作業が終了し、作業員3名全員（同僚Aが先頭、同僚Bが2番目、被災者は最後尾を歩行）で作業現場から林道に通じる歩道を使い下山を開始した。</p> <p>11時20分頃、王滝国有林2245林班と小班の歩道上で被災者の前を歩いていた同僚Bが「バサッ」という音がしたため、後方を振り返ると被災者が歩道から斜面（約55度）を転落していくところを目撃した（転落は斜距離で約42m）。同僚Aが転落した被災者のところへ行き、被災者に声をかけたが反応がなかった。</p> <p>11時50分頃、同僚Aは、被災現場から歩行及び会社車両で森林管理署の土場に行き、土場の運営委託先職員に救急車の要請を依頼した。</p> <p>13時10分頃、同僚Aと森林官が救急隊を先導し被災現場に到着。被災者の状況を確認した救急隊がヘリコプターの出動を要請した。</p> <p>14時11分頃、ヘリコプターが現場に到着。14時30分頃ヘリコプターに被災者を収容し、14時36分頃、県立木曽病院近くのヘリポートに到着し、14時38分に同病院に収容された。</p> <p>15時10分、医師により被災者の死亡が確認された。</p> <p>現地の状況から、被災者は何らかの原因により体勢を崩して歩道から転落したものと推定される。</p>

番号	森林管理局	森林管理署等	事業の種類	発生日	性別年齢	従事作業	災害の概要
5	近畿中国	京都大阪森林管理事務所	林道	11月21日	男50歳	ダンプカー運転	<p>当日、被災者は7時15分頃会社に出勤し、同僚2名（A・B）と当日の作業ミーティングを行った後、工所用資材として使用するためダンプカー（2t車）に碎石1m3程度を積み、同僚A（現場代理人）を乗せ、7時30分頃会社を出発した。なお、同僚Bは、別の軽トラックで先に出発した。</p> <p>8時20分頃、国有林手前約1kmの私有林作業道（全幅3m程度）を走行していたところ、何らかの原因により脱輪し、ダンプカーは作業道から傾斜45°の斜面を21.5m転落し、マツ立木（胸高直径約40cm）に当たり止まったが、被災者は転落時に車外へ放り出され、更に40m転落し、岩盤に頭部を打ち付け被災した。</p> <p>同僚Aはダンプカーから脱出し、その場から被災者に声をかけたが応答がないため、携帯電話が通じる場所まで移動し、8時50分頃専務の携帯電話に災害発生連絡を入れた。同僚Aは専務に連絡を入れた後、被災者救出の応援を要請するため、同僚Bがいる作業現場まで移動した。9時10分頃、同僚A・Bは、軽トラックで被災地に到着したが、同僚Aは右足に痛みを感じていたため、同僚Bが被災者の元へ向かい、同僚Aは救急車を誘導するため軽トラックで作業道を下った。9時30分頃、被災地に到着した救急隊員は、被災者の状況から緊急に救急医療が必要と判断し、ドクターヘリの出動を要請するとともに、被災者を担架に乗せ作業道まで移動した。その後到着した救急ドクターにより、10時21分に被災者の死亡が確認された。同僚Aは、警察及び救急隊員の事情聴取を受けた後、右足の痛みが強くなり、綾部市立病院に向かい診察を受けた結果、右足腓骨及び左第12及び右第1肋骨を骨折していることが判明し同病院に入院した。</p> <p>なお、ダンプカーが転落した原因及び状況は、特定されていない。</p>
6	北海道	日高南部署	造林	12月21日	男64歳	伐倒作業	<p>当日被災者は、同僚2人とともに7時頃から2162林班ち小班において、チェーンソーを使って列状（約4m幅）間伐の伐倒作業に従事していた。</p> <p>被災者は、13時頃から「と小班」に移動し林道から斜面上方向に向かって伐倒作業を行っていた（13時30分頃、同僚Aは被災者が被災場所から約30mほど斜面下方向で伐倒作業を行っていたことを確認している。）。14時15分頃、同僚Bが次の伐倒列に尾根伝いに移動する際、被災者のチェーンソーの音（エンジンをふかしている音）が聞こえないため近くに寄ってみたところ、倒れた木の下敷きになって動かない被災者を発見し、声をかけたが反応がなかった。</p> <p>同僚Bは、急いで被災者にのしかかっていた木を切断し、被災者を運び出す応援要請等のため、林道上に下がっていた同僚Aに状況を知らせた。同僚Aは別の伐区にいた現場代理人に災害発生を連絡するとともに、知らせに来た同僚Bとともに被災者のもとへ向かった。14時40分頃、連絡を受けた現場代理人は、救急車の要請を行うとともに、会社及び日高南部森林管理署に第一報を連絡。14時55分頃、同僚A及び同僚Bが被災者を車に同乗させ下山を開始（大節婦（おおせつ）林道から国道235号方面へ）。15時13分頃、国道から約3.2km地点の新冠町浄水場で救急車と被災者を乗せた車及び現場代理人が合流。（この時点で救急隊員から現場代理人に被災者は心肺停止状態の様と伝えられる。）。16時00分頃、救急車が新冠町国民健康保険病院に到着。17時00分頃、医師により死亡が確認される。</p> <p>現地の状況から、被災者は、重心が山側に傾いていたと推定される立木A（スギ：胸高28cm、樹高22m）を伐倒する際、斜面下方向（林道方向）に倒すことが困難との判断から斜面下方向に伐倒することとし、立木Aの受け口及びツルの状況から立木Aが予定していた伐倒方向よりも僅かに右側にずれたことから、立木B（スギ：胸高26cm、樹高18m）にかかり木状態となったものと推定される。また、発見時、チェーンソーのエンジンが掛かったままであったこと、立木C（スギ：胸高26cm、樹高18m）の伐倒が完全に終了していなかったことから、被災者は、次の伐倒予定立木Cを伐倒するため、かかり木となっている立木Aの直下に移動し、立木Cの伐倒作業を行っていたとき、何らかの原因によりかかり木状態となっていた立木Aが立木Bからはずれて落下し、その下敷きとなって被災したものと推定される。</p>
7	九州	大隅署	造林	1月12日	男63歳	支障木伐倒作業	<p>当日、被災者は7時20分に出社し、事務所で作業配置や安全作業の指示を受け、同僚1名と現場へ出発した。</p> <p>8時10分頃現場に到着後、被災者は駐車場（土場）から約300m離れた森林作業道開設（支障木の伐倒作業も兼ねる）に従事し、同僚は被災者から約250m離れた場所で森林作業道開設に従事した。</p> <p>16時50分頃作業を終え駐車場に戻ってきた同僚は、17時05分になって戻らない被災者を捜しに作業箇所まで行ったところ伐倒木の下敷きになっている被災者を発見した。一人での救出は困難と判断した同僚は、17時20分頃近くの民家から会社へ災害発生を連絡し、救急車とレスキュー隊の出動を要請した。17時40分頃現場へ着いた救急隊員とレスキュー隊に被災者は救出されたが心肺停止の状態であったため肝付警察署に搬送され21時00分に医師による死亡が確認された。</p> <p>災害現場の状況から、被災者は支線開設の支障となるスギ立木B（D=28cm、H=約17m）を谷側へ伐倒したところ、下方にあった谷側のスギ立木C（D=36cm、H=約18m）にかかり木となったが、スギ立木A（D=34cm、H=18m）の伐倒に支障はないと判断し（かかり木は後で機械により処理する予定であったと推定される）、スギ立木Aの伐倒方向を谷側方向と定め受け口を切り、追い口の切り込みを終える頃、何らかの原因により当初予定した谷側の方向へ倒れず、約90度狂い退避場所方向へ倒れ、近くにあった重機を直撃した反動で跳ね上がった伐倒木の元口側の下敷きになって被災したものと推定される。</p>

番号	森林管理局	森林管理署等	事業の種類	発 生 年 月 日	性 別 年 齢	従事作業	災 害 の 概 要
8	九州	西都児湯署	造林	1月24日	男 51歳	支障木伐倒作業	<p>当日、被災者は8時00分に現場に到着し、同僚（バックホウオペレータ）1名と当日の打合せを行い、森林作業道の支障木伐倒作業に、同僚は森林作業道作設作業に従事していた。同僚は10時20分頃、被災者の姿が見えないので、機械から降りて周辺を探したところ、スギ伐倒木A（D=28cm、H=22.4m）の下敷きになっている被災者を10時35分頃発見した。</p> <p>直ちに現場から携帯電話で会社に災害発生の連絡を行い、救急車を要請するとともにスギ伐倒木Aを玉切りし被災者を救出した（その時点で既に意識がない状態であった。）。11時15分頃現場に着いた救急隊員は、既に心肺停止であったことから防災ヘリを要請し、林道までフォワードで搬送した後到着していた防災ヘリに11時55分頃収容し（近くの公園でドクターヘリにませ替え）、高鍋町の海老原総合病院へ搬送され、12時30分に医師により死亡が確認された。</p> <p>現地の状況から、被災者は森林作業道開設の支障となるスギ立木B（D=24cm、H=約18m）を伐倒したところかかり木となったが、次の伐倒に支障がなかったことから、スギ立木C（D=36cm、H=約22m）、スギ立木D（D=32cm、H=約22m）の順に伐倒し、この2本ともかかり木となった。スギ立木Aについては、既伐倒木の枝条等が多かったため、地上から1.2mの箇所から伐倒したが予定した方向より若干山側へ倒れ、広葉樹立木E（D=34cm、H=約18m）の枝に梢端部がかかるとともに、かかり木となっているスギDの上に乗った状態になったと推定される。その後、これらのかかり木を機械により処理することとし、伐倒を終了した被災者は、燃料、工具を置いた所へ移動中、何らかの原因により広葉樹立木Eの枝にかかっていたスギ伐倒木Aがはずれ、かかり木となっているスギDの上を滑り元側が横に振れた（約2.5m）ことからスギ伐倒木Aの下敷きになって被災したものと推定される。</p>
9	北海道	網走中部署	立木販売	1月30日	男 59歳	伐倒・枝払作業	<p>当日は朝8時頃から、被災者と同僚2名（A、B）で2250林班の小班において伐倒・集材作業に従事していた。</p> <p>12時10分頃、被災者が昼食時になっても下山してこないことから、同僚AとBが作業地に探しに行ったところ、被災者が倒れているのを発見した。声をかけたが意識が無かった。また、現場にはチェーンソー（発見時エンジンは停止）と割れた保安帽が落ちていた。</p> <p>12時40分頃、同僚Aが会社の担当部長に連絡。12時45分頃、担当部長が北見消防本部に救急車を要請。13時15分頃、救急車が仁頃山登山道入口に到着。北見消防本部のスノーモービルで救急隊員、北見赤十字病院の医師、会社の同僚が登山道入口から災害現場に向けて出発。13時50分頃、スノーモービルが災害現場に到着し、救急隊員・医師により被災者の救護にあたる。14時15分頃、被災者を収容し、スノーモービルで災害現場から登山口の救急車に向かう。14時40分頃、救急車に被災者を収容し、登山道入口から北見赤十字病院に向かう。15時00分頃、救急車が北見赤十字病院に到着。15時15分に医師により被災者の死亡が確認された。</p> <p>現地の状況から、被災者がカラマツの枝払い作業中に、斜面上方にあったカラマツ枯損木が何らかの原因で被災者に向かって倒れ、その後頭部に当たり被災したものと推定される。</p>
10	四国	安芸署	造林	2月8日	男 64歳	素材運搬	<p>当日被災者はトラック運搬作業に従事していた。被災者は、月谷山国有林1048林班は小班からスギ材（スギ3m、2列、10m3程度）を積んで、安芸森林管理署伊尾木土場へ8時10分頃到着し、市場職員より指示された場所へトラックを停車し、材の荷卸し作業に着手した。8時20分頃トラック反対側にいた市場職員は、トラックから積み荷（スギ3m材（径14～25cm、95本））が落ちる音を聞いたので、荷卸し側へ行ったが、被災者の姿が見えないため周囲を確認したところ、落ちた積み荷の下敷きになっている被災者を発見した。</p> <p>被災者を発見した市場職員は直ちに共信運送へ災害の発生を連絡し、併せて署へ災害発生の第一報を連絡した。連絡を受けた共信運送から消防及び警察へ救急要請を行った。8時30分頃、消防、警察が伊尾木土場へ到着し被災者の救助を開始し、9時00分頃被災者を救出した。その後、県立あき総合病院へ搬送し、9時3分頃病院に到着し、9時7分に医師の診断により死亡が確認された（死亡推定時刻は8時20分頃）。</p> <p>現地の状況から、被災者は、荷卸し側（運転席側）前方から後方へ向かいアームの安全ピン（ロックピン）を外して、助手席側から後方の2つのロックレバーを解除した際に、運転席側最後方の安全ピン（ロックピン）が抜けていないことに気づき（抜き忘れたか、十分に抜ききれていなかったかは不明）、ハンマーで安全ピン（ロックピン）を取り外したところ、積荷が落下し下敷きになったものと推定される。</p>